

第3回 契約の効力(1) —— 売買契約を中心に (担保責任は次回)

2015/10/09
松岡 久和

【債務内容の確定－履行の前提】 (166-168頁)

1 合意によって発生する債務 (555条)

(1) 基本的債務

- ・物の引渡しや不動産の場合の移転登記申請協力義務 (新560条に明記)

(2) 基本的債務の相互関係－対価的牽連性・相互依存性

Case 03-01 XはYに使わなくなったノートパソコン甲が要らないかを尋ね、欲しければ月末にあげる旨のメールを書いた。たいへんありがたく感じたYは、翌日、甲をいただく旨に加えて、月末には有名なレストランAで晩ご飯をおごるとXに返信で約束し、Xもそれに謝辞を述べた。

①Aが突然閉店してしまってYの約束は実行できなくなった場合、それでもXは約束どおり甲をYにあげる義務があるか。

②気の変ったXが、甲を中古販売店に売ってしまった場合、それでもYは約束どおり晩ご飯をおごる義務があるか。

- ・双務契約と片務契約
- ・成立上の牽連関係・履行上の牽連関係・消滅上(存続上)の牽連関係

(3) 合意の優先と契約解釈 (エッセンシャル* 1 113-115頁)

Case 03-02 Yは、レストランで持ち合わせがないことに気づき、会食した友人Xから1万円を借りたが、いつ返還するかについてはとくに定めなかった。次の場合、Xはいつの時点でYから返還を請求できるか。

①Yが「財布を忘れた」と述べたのを聞いて貸してやった場合

②Yが「今月はピンチだ」と述べたのを聞いて貸してやった場合

③Yが何も言わなかったか、ぶつぶつ独り言を言っていたがXにはそれが聞き取れなかった場合 (加藤雅信『新民法体系 I 民法総則 [第2版]』202-203頁より)

2 合意によらなくても発生する債務 (34-37頁)

(1) 基本的債務をめぐる諸義務の慣習法や任意規定による補充 (91条・92条)

- ・**例** 573条・574条、591条 (上記ケース③)
- ・任意規定の合理性と限界、典型契約の問題整序機能

(2) 付随義務－契約の性質や信義則による補充

- ・**例** 安全配慮義務、買主の目的物引取義務 (→受領遅滞責任)

【債務内容の実現－履行の過程】

1 履行の調整 (168-170頁)

(1) 履行の態様：日時・場所 (573・574条；484条の特則)

(2) 履行に付随する事項：売買目的物から生じた果実・代金の利息 (575条：簡易決済)

判例 P187 (遅滞した売主からの同条適用の主張を容認)。

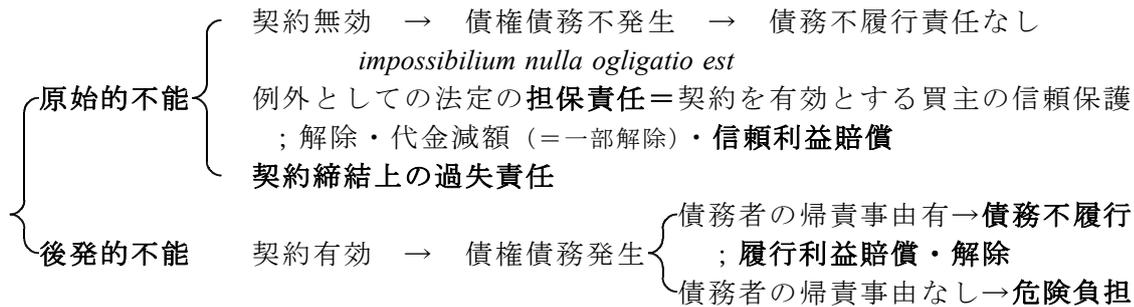
大判昭7・3・3民集11巻274頁 (代金支払済なら575条適用なし)

(3) 契約費用と履行費用

原則 契約費用は各自負担 (折半。558条)、弁済費用は債務者負担 (485条)

2 履行の障害

(1) 履行不能に対する救済の全体像 (改正前の伝統的通説)



(2) 民法改正後の転換 (改正前の契約責任説)

- ・原始的不能でも契約は有効 (新412条の2: 不能なら履行請求はできないが債務不履行に基づく損害賠償請求は可能)。
- ・担保責任は債務不履行責任の一種: 追完請求・代金減額請求 (新562条・新563条) の肯定と期間制限による売主の保護 (新566条)
- ・免責事由があれば損害賠償責任は生じないが、帰責事由がなくても契約解除は可能 (新542条。新543条は債権者に帰責事由がある場合の解除不可なので混乱しないように)
- ・危険負担は債務者主義原則とその例外のみを規定 (新536条。534条・535条は削除)

(3) 履行の一時停止: 同時履行の抗弁権 (533条。170-173頁)

Case 03-03 2006年9月9日、XとYは、X所有の不動産甲を4000万円でYに売るとの契約を結び、YはXに手付金400万円を支払い、10月10日に残代金を支払う旨を決めた。

- ① 10月10日になって、Xが3600万円を請求してきた場合、本契約で、甲の引渡しや移転登記手続についてとくに決めていなかったとすると、Yは、直ちに支払わないと履行遅滞の責任 (412条3項、419条を参照) を負うことになるか。
- ② 事実を少し変形して、本契約では、さらに、9月29日に甲の引渡しと移転登記申請手続を行うことが合意されていたとする。9月29日に、Yが甲の引渡しと移転登記申請手続への協力を請求してきたら、Xは残代金の支払との引換えを主張できるか。
- ③ ②の場合に、Xは、9月29日に引渡しや移転登記手続への協力をしなかった。10月10日を過ぎてYが請求してきたとき、Xは、残代金の支払との引換えを主張できるか。

- ・同時履行の抗弁権の意義と制度趣旨
- ・要件 ①双務契約上の対価的債務、②相手方の債務の弁済期到来、③一方的履行請求
なお、準用→546・571条 (後者は改正で削除)、類推適用→継続的供給契約
- ・存在効果説 vs 行使効果説—請求原因に同時履行の抗弁権の要件事実がすでに現れている場合、被告の抗弁権の主張の要否が異なる
- ・履行の提供の要否 **判例** 最判昭41・3・22民集20巻3号468頁 (履行拒絶が明確な場合は履行の提供をせずに債務不履行責任の追及が可能)
- ・効果 ①履行遅滞責任からの解放—消極的・防御的な効果
②引換給付判決。反対給付提供は執行開始要件 (民執31条1項)。
- ※1: 解除権との関係は次回。
- ※2: 留置権との異同: ①対象、②双務契約関係要件、③対第三者効、④攻撃的効果
- ・適用例 P146 (登記協力債務と代金債務)、147 (受取証書の交付と弁済、新486条)
148 (賃借建物明渡しと敷金返還は前者が先履行)
- ・先履行義務者の保護—不安の抗弁権

(4) 危険負担 (173-176頁)

Case 03-04

- ① Yは、10月1日に、Xとの間で「10月10日のY」という自己の肖像画を20万円で描いてもらう約束をしたが、当日忘れてXのアトリエに行かないまま急死した。XはYの相続人に対して20万円を請求できるか。Yが来なかったのでXが別の人の似顔絵を描いて5万円の収入を得ていたとすれば、どうなるか。
- ② Yは、10月1日に、X画廊から同画廊の所蔵するAの描いた絵画甲を10月10日に引き渡す約定で200万円で買ったが、10月9日に、その絵は展示会場から盗まれてしまった。XのYに対する代金債権はどうなるか。
- ③ Yは、10月1日に、X画廊からAが200枚制作したエッチングのうち、Xの所有する1枚を10月10日に引き渡す約定で200万円で買ったが、10月9日に、そのエッチングはXの画廊から盗まれてしまった。XのYに対する代金債権はどうなるか。

- ・ **意義** 債務者の責めに帰すべき事由なく履行不能となった契約の**対価債権**（売買では**代金債権**。交換だと**特定物債権**）の**運命**
←→ 給付危険（種類物債務者の調達義務）
 - ※ 双務契約の債権債務のうち、履行不能になった債権・債務が基準
 - ※ 債務者の責めに帰すべき履行不能の場合、反対債務は解除までは不消滅
- ・ 危険負担の複線的な構成⇒民法改正で単純化
 - (a) 双務契約一般についての**債務者危険負担主義の原則**（536条1項；改正法では削除提案もあったが**反対債務の履行拒絶権**として存続）
 - (b) 債権者に帰責事由がある場合の**債権者危険負担主義の例外**（536条2項）
 - 判例** P150（注文者防水工事拒絶事件：破棄差戻でない点に注意）。
労基26条の特則も参照（雇用契約で言及予定）。
 - (c) **売買等の場合の債権者（=買主）危険負担主義の例外**（534条；改正で削除）
 - 判例** 最判昭24・5・31民集3巻6号226頁（蚊取線香事件）、P3（タール事件）
 - (d) 停止条件付双務契約の場合の特則（535条；改正で削除）
- ・ 売買の場合の買主危険負担主義の詳細
 - 根拠** ①沿革、②物の増加（89条1項参照）や価格上昇との均衡
 - 対処方法** ①特約の活用、②契約解釈の活用、③不合理な場合（他人物売買や二重売買）の場合の適用除外、④534条そのものの制限的解釈
 - 所有権者主義的理解**（575条参照） vs **管理可能性説**
※ 不特定物では**代金債権の確保**と**調達義務の負担**のバランスが問題になる。